１　議　事　日　程（２日目）

〔平成20年太宰府市議会第２回（６月）定例会〕

平成20年６月６日
午 前 10時 開 議
於　議　事　室

日程第１	諮問第２号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第２	議案第52号	太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について
日程第３	議案第53号	太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第４	議案第54号	太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第５	議案第55号	太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第６	議案第56号	太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第７	議案第57号	太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第８	議案第58号	平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第１号）について
日程第９	議案第59号	平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第10	議案第60号	平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第11	請願第２号	妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書
日程第12	請願第３号	公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書
日程第13	意見書第３号	「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書

２　出席議員は次のとおりである（２０名）

１番	原　田　久美子　議員	２番	藤　井　雅　之　議員
３番	長谷川　公　成　議員	４番	渡　邊　美　穂　議員
５番	後　藤　邦　晴　議員	６番	力　丸　義　行　議員
７番	橋　本　　　健　議員	８番	中　林　宗　樹　議員
９番	門　田　直　樹　議員	10番	小　栁　道　枝　議員
11番	安　部　啓　治　議員	12番	大　田　勝　義　議員
13番	清　水　章　一　議員	14番	安　部　　　陽　議員
15番	佐　伯　　　修　議員	16番	村　山　弘　行　議員
17番	田　川　武　茂　議員	18番	福　廣　和　美　議員
19番	武　藤　哲　志　議員	20番	不　老　光　幸　議員

３　欠席議員は次のとおりである

なし

4　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（２０名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關　敏治	総務部長	石橋正直
協働のまち推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	関岡　勉
健康福祉部長	松永栄人	建設経済部長	木村　洋
会計管理者併上下水道部長	古川泰博	教育部長	松田幸夫
総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	木村和美	福祉課長	宮原　仁
国保年金課長	木村裕子	都市計画課長	神原　稔
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄
生涯学習課長	古川芳文	監査委員事務局長	井上義昭

5　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤　剛	書記	浅井　武
書記	花田敏浩		

再開　午前10時00分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（不老光幸議員）　皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第２回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（不老光幸議員）　日程第１、諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員）　異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第２号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員）　全員起立です。

したがって、諮問第２号は適任として答申することに決定しました。

〈適任　賛成19名、反対０名　午前10時01分〉

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２から日程第４まで一括上程

○議長（不老光幸議員）　お諮りします。

日程第２、議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」から日程第４、議案第54号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第52号から議案第54号までは総務文教常任委員会に付託します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第５から日程第７まで一括上程

○議長（不老光幸議員）　お諮りします。

日程第５、議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第７、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第55号から議案第57号までは環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第８　議案第５８号　平成２０年度太宰府市一般会計補正予算（第１号）について

○議長（不老光幸議員）　日程第８、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第58号は各常任委員会に分割付託します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第９　議案第５９号　平成２０年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（不老光幸議員）　日程第９、議案第59号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第59号は環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第１０　議案第６０号　平成２０年度太宰府市水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（不老光幸議員）　日程第10、議案第60号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第

１号）について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第60号は建設経済常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１１　請願第２号　妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書

○議長（不老光幸議員）　日程第11、請願第２号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

２番藤井雅之議員。

〔２番　藤井雅之議員　登壇〕

○２番（藤井雅之議員）　おはようございます。

妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書の説明をさせていただきます。

請願趣旨を読み上げて説明にかえさせていただきます。

厚生労働省は、昨年１月、市町村に妊婦健診の税金による助成は14回程度が望ましいと通達しています。最低限の基準として５回程度の助成実施が原則と求めました。

太宰府市においては、本年度より助成回数を３回と引き上げられました。しかし、まだ国が示した最低基準５回に達していない状況です。

妊婦健診は原則として医療保険の適用がされないため、収入が安定していない自営業者は経済的理由で受診をあきらめざるを得ないと相談がありました。これは、飛び込み出産へとつながることにもなります。

昨年夏、健診を受けていなかった奈良県の妊婦が11病院に受け入れを拒まれた末に死産したことが大きく報道されたのは、記憶に新しいことだと思います。危険を伴う飛び込み出産を避けるためにも、健診助成の拡大は一定の効果があります。

妊婦が安心して健診を受けられ、暮らすことのできるよう、以下の点を強く求めます。

妊婦健診の助成の回数を３回から最低でも５回に増やすこと。

以上です。

請願を審議していただきまして、可決していただきますようお願いいたします。

○議長（不老光幸議員）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第２号は環境厚生常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１２　請願第３号　公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書

○議長（不老光幸議員）　日程第12、請願第３号「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番　武藤哲志議員　登壇〕

○１９番（武藤哲志議員）　公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書ですが、大変文書が長くなっておりますので、要約して説明をさせていただきたいと思います。

この中で、中段にありますように、今、もうからない民間委託については、さきの新聞でも報告されましたように、コムスンが介護事業から撤退をするとか、本当に今弱肉強食の競争社会です。こういう状況の中で置かれている地方公務員、国家公務員についても、そういう負担が大変大きくなっております。国としてもどうするかということで公務員の制度改革、地方公務員の制度改革まではいっておりませんが、ある一定こういう内容について国で論議をして、労働権を付与する必要があるんじゃないかと、こういう論議にもなりましたが、それは先送りをされました。

一方、下のほうになりますが、現在、１、２、３点というふうにしておりますが、特に貧困と格差が増大をしているところであります。特に今、派遣や請負、それからそういう契約、市の職員の中でも委託、嘱託、臨時職員が大変な、職員総数に匹敵するような、指定管理者を含めると超えております。ところが、やはりそこは賃金の不安定さがあります。本当に貧困と格差、そしていつ仕事がなくなるかおびえながら働かざるを得ないという、このまず１点目の貧困と格差、これを公共サービスとして自治体の責任でやるべきじゃないかということです。２点目が、公務員として公正・中立、効率的なサービスを提供する責務があるというのが２点目です。３点目が、先ほども言いましたように非常勤や派遣、請負、公的業務について待遇、最低賃金、公契約法の制定、そして働く人たちが安心して生活できる労働条件を確立していただきたい。本当に今、働くことに対する不安が広がっております。

それで、その裏にぜひ国に意見書を上げていただきたいという文書について添付をさせていただいておりまして、下のほうに３点、格差と貧困を拡大し、国民の安全と安心を損なう規制緩和、民営化政策をやめ、必要な規制の強化と公務・公共サービスを拡充すること。２番目に、公正・中立で効率的な公務サービスを提供するため、民主的公務員制度の確立に向けて、労働基本権回復を初め公務職場に働くルールを確立すること。３点目に、非常勤、派遣、請負など公務関連職場に働くすべての労働者に対して均等待遇の実現、最低賃金の引き上げ、公契約法の制定など、安定した生活ができる賃金・労働条件を保障することをぜひ議会で論議して

いただき、そして国に意見書を上げていただきたいという内容です。

意見先については、内閣総理大臣福田康夫殿、人事院総裁の谷公士殿、財務大臣額賀福志郎殿、総務大臣増田寛也殿、この４関係大臣に意見書を上げていただきたいという内容であります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（不老光幸議員）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第３号は総務文教常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１３　意見書第３号　「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書

○議長（不老光幸議員）　日程第13、意見書第３号「「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番　清水章一議員　登壇〕

○１３番（清水章一議員）　「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書について説明をさせていただきます。

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、あるいは異常気象の頻発、海面上昇等地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球の各地で顕在化をいたしております。20世紀の間に地球の平均気温は0.6度上昇し、我が国の平均気温も１度上昇をいたしております。最悪の場合、2100年には18世紀の産業革命時代と比較しまして約6.4度気温が上がり、88cm海面が上昇するとの予測もあります。地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることはだれの目にも明らかでございます。

こうした環境、気候変動問題等を主要テーマに、本年の７月、日本を議長国として北海道で洞爺湖サミットが開催をされ、政府におかれましてもダボス会議で福田総理がクールアース推進構想を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策を講じているところでございます。

加えまして、環境立国を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みをより一層推進する責務があることは論をまちません。

こうした観点から、サミットの象徴として開催初日の７月７日をクールアース・デーと定めることを初め、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みへの意識啓発を促すため、政府に対して強く要請をするものでございます。

あて先は、内閣総理大臣福田総理、それから環境大臣鴨下大臣でございます。皆様方でぜひ議論をしていただきまして積極的なご採択をいただきますように心からお願いを申し上げるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（不老光幸議員）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第３号は環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（不老光幸議員）　以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は６月16日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会　午前10時16分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～